

平成28年陸別町議会第1回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年5月9日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	閉会	平成28年5月9日	午後0時05分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡裕司	○			
	4	本田学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷郁司	○			
会議録署名議員	中村佳代子		久保広幸			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻 秀隆				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	早坂 政志	
	町民課長	芳賀 均		産業振興課長	副島 俊樹	
	保健福祉センター次長	丹野 景広		総務課主任主査	渡部 哲仁	
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）
4	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて（医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例）
5	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて（陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例）
6	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度陸別町一般会計補正予算（第9号））
7	議案第38号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
8	議案第39号	陸別町居宅介護支援事業所設置条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成28年陸別町議会第1回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係の諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元に配付している書面の中から1件、口頭にて御報告申し上げます。

3月22日、第1回陸別町総合教育会議を開催しております。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い設置が義務づけられたものであります。構成員は、町長及び教育委員会となっております。町長が招集することとなっております。

設置の目的は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び重点的に講ずべき施策の調整、また児童生徒に対する重大な被害など、緊急の場合の講ずべき措置の調整を目的としております。

当日は、構成員全員が出席し、陸別町総合教育会議運営要綱及び陸別町教育大綱について審議をしております。教育大綱では、第5期陸別町総合計画及び教育行政執行方針との整合性や一貫性を図りながら、平成30年度までを期間とし、基本目標、基本方針、重点施策について、学力向上、文化財の活用、児童生徒の地域活動など意見が出され、原案のとおり決定をしております。今後、大綱に基づき、力を合わせての教育の推進に努めていくことを確認したところであります。なお、町のホームページにも掲載しておりますが、本会議終了後、総合教育会議資料を配付させていただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番中村議員、2番久保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成28年陸別町議会第1回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今臨時会に町長から提出された議案は、平成27年度陸別町一般会計補正予算を含む専決処分の承認を求めることについて4件、条例の一部改正及び制定の2件、合わせて6件であります。

配付のありました議案の内容を勘案の上、協議の結果、今臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

次に、一括議題についてであります。提案理由が同一であります議案第35号と第36号について、提案理由の説明から質疑、討論までを一括して行い、採決については議案ごとに行うことにしましたので、御了承願います。

以上のおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第34号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第34号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第34号専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令等が公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分したところであります。その内容につきまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第34号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

議案集の3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分をした内容は、町税条例等の一部を改正する条例であります。本改正は、平成28年法律第13号地方税法等の一部を改正する等の法律のほか、関係する政令、施行令、省令が、平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の改正を行ったものであります。

今回の改正は、まず第1条、町税条例、昭和37年陸別町条例第1号の一部を次のように改正する。ここで、町税条例の改正と、このページの下から5行目の第2条、町税条例等の一部を改正する条例、平成27年陸別町条例第13号の一部を次のように改正する、という2本立ての内容となっております。なお、説明に際しましては、法律の改正によって、条や項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、またそれに伴う条、項の繰り上げ等につきましては、説明を簡略化、または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち、主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明資料としまして、新旧対照表と改正部分を表などで整理した説明資料を配付させていただいておりますが、まず議案説明資料のナンバー2の1の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、ここで条例の第45条の改正であります。ここは固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者に関する規定でありまして、法律の条項を引用した規定となっております。今回の法律改正となった地方税法第348条の内容を条例においても改正するというものであります。まず、上段の部分ですが、具体的には固定資産の非課税の適用を受けることができるものに独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供するものを追加するというものであります。

次に、中段の改正内容ですが、これは、この4月1日をもって、右側現行の欄に記載のあります旧独立行政法人労働者健康福祉機構が旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合し、左側改正後の記載にあります独立行政法人労働者健康安全機構が発足したことによるものであります。

次に、第48条の改正であります。ここでは固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に関することが定められておまして、第45条と同様に地方税法第348条に独立行政法人労働者健康安全機構を示す第16号が追加されたことによるものであります。

次に、説明資料ナンバー2の2の附則第10条の2についてであります。

ここでは、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定しております。これは、地方税法の固定資産税等の課税標準の特例のうち、その一部において軽減割合を一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みであります。地方決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例というものであります。

まず、第4項は、法附則第15条第2項において、号の追加によってずれが生じたことで、第6号が第7号となったことから条例においてもこれを整理するものであります。ちなみに対象施設は、下水道法除外施設であります。

次に、法附則第15条第33項各号において、特定再生可能エネルギー発電設備がわがまち特例の対象となりましたことから、当町にかかわりがある、または将来にかかわりが出る可能性のある5項目を加えるというものであります。改正の方法としましては、現行の第5項が附則第15条第40項の機器に関する規定となっており、法律では今回加える第33項より後ろの規定でありますことから、まずこの第5項を第10項としまして、新たに第5項から第9項までを追加することとしております。新たに加える5項目につきましては、ここで議案説明資料ナンバー1と見比べていただきながら説明いたします。

まず、説明資料ナンバー2の2の新旧対照表の左側、改正後の欄をごらんください。

第10条の2で下線で示しております5のところ、第5項の法附則第15条第33項第1号イで規定する設備とは、ここで資料ナンバー1をごらんいただきたいと思いますが、真ん中の表で対象資産の1行目にあります太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備でありまして、固定資産税の特例割合を条例で定める割合は、法律で定められている割合3分の2と同じく3分の2としております。

第6項以下につきましては、法で規定する設備と割合等を簡略に申し上げます。

第6項につきましては、風力発電設備で3分の2、第7項につきましては、水力発電設備で2分の1、第8項につきましては、地熱発電設備で2分の1、第9項につきましては、バイオマス発電設備で2分の1という内容であります。いずれも法律で定められている割合を参酌し、同じ割合としております。

次に、資料ナンバー2の2の下段をごらんください。

附則第10条の3についてであります。

ここでは、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定められております。今回、第7項の改正であります。熱損失防止改修住宅等について固定資産税の減額申請に記載する事項として、工事に要した費用に加え、補助金等の額を記載するよう追加するという内容であります。

続きまして、第2条町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明いたします。資料ナンバー2の4をごらんいただきたいと思います。

まず、現行の規定について説明いたします。

この町税条例等の一部を改正する条例、平成27年陸別町条例第13号は、昨年5月8日開会の第2回臨時会において議決をいただきましたものであります。その附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置を定めたものであります。振りかえって申しますと、旧3級品、銘柄で言いますと、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバットなどの6品目の特例税率の廃止が平成28年4月1日から実施されるのに伴い、激変緩和の観点から3年間の経過措置を設けるという内容の改正であります。その経過措置に係る各規定の中において、法改正による条項のずれや字句の整合性をとるための整備であります。

まず、最初の部分を例にとりて説明いたしますと、第3項の表中、条例第85条では、たばこ税の申告納付の手続を定めており、例えば、この読みかえ規定の中で右側の現行で中欄の様式を示す部分、第34号の2様式を、改正後は文言の前に施行規則を加えており、またその下、第1条の規定の字句を削除しております。

次に、資料ナンバー2の5をごらんください。

第7項の表中、第87条の2というのは、たばこ税にかかる不申告に関する過料の規定であります。以下、これらの規定につきましては、納税者であるたばこの卸売販売業者、当町では日本たばこ産業株式会社ほか1社の申告等に関する内容でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、議案集4ページ中段の附則をごらんいただきたいと思います。

施行期日等を定めた附則であります。

冒頭部分を読み上げます。

施行期日。

第1条、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置。

第2条、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例、以下、新条例という、の規定中、固定資産税に関する部分は、平成28年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下、「新法」という）附則第15条第3

3項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第3項から第6項につきましては、各設備ごとに同じ適用規定でありますので、省略させていただきますと存じます。

第7項であります。

第7項、新条例附則第10条の3第7項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 固定資産については、評価額に対して1.4という形で課税されて、それから今、改正されようとしているというか、法律に基づいた中で3分の2になるとか、2分の1になるとかという話ですけれども、補助金等、当町、例えば、太陽光についても補助金を助成しているわけですけれども、それらも評価額に含まれるのか。その上で、こういう減額なのかその辺と、それから、住宅新築に関して熱損失防止改修住宅というのか、当町において対象住宅戸数がどれぐらいあるのか。今後、あり得るものも想定して、ちょっとお答え願います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） まず、1点目の御質問ですが、補助金が出た場合は、その補助金額を控除した後の額に対する課税になります。

2点目につきましては、当町については今までのところ事例はございません。いわゆる断熱改修した際の評価をして、それに対して課税をして、それを減額するという、そういった事例はございません。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、2番目の住宅の関係ね。結局、当町における、私どもら常に言うのですけれども、日本一寒い町における住宅環境を整備するというか、そこでアメニティーというか、快適な生活するために、当然、住宅を建てる人がどのような方法をとればこういうようなものになるのかというのがある程度周知されていないと、適用になるというか、応用しようとする人たちがわからないと思うのですけれども、その辺についてきちんと公示するか、あるいは建設屋さんとの相談等もあろうと思うのですけれども、そういったものが今後利用される方法をとって減額されることを常に喚起していくというのも必要ではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 先ほども申し上げましたが、これは具体的には平成20年度以降新築された住宅を断熱改修した場合なのですが、金額でいいますと、例えば、補助金が出た場合は補助金を控除した後に50万円以上の改修をした際に、新たに課税した場合に減額を申請していただいて減額するということですので、そういった、いわゆるそういう大きな規模で改修して、さらにそれを申告してきていない場合は、そういう対象にはたどり着かないということでもあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員

○7番（谷 郁司君） 私の言っている質問は、あくまでも今後、こういうものを利用できるような方法の中に建てるというか、改修する業者、人というのですか、町民であったり、あるいは業者等について、細かい、やっぱりそれなりのメニューというのですか、こういうことをすればこういうものの適用になるよというものをきちんと公示しないと、なかなか利用できないのではないかとということ質問しているわけです。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 失礼いたしました。

今後、広報等でお知らせをしてみたいと存じます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今の質問の関連なのですけれども、例えば、特定再生可能エネルギーなのですけれども、一応建物ですとか、そういうものの耐用年数、または減価償却だとかでいろいろと減額の額が変わってくるのか、それと今の新築の住宅の減額の措置なのですけれども、例えば、古い家に外壁にガルバリウムを張ったり、そういう形で家を暖かくするのか、例えば、新築住宅って皆そういう適用になっていると思うのだけれども、そこら辺どうなのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 最初の御質問の再生エネルギーの関係ではありますが、減額は3年間ありますので、一応そういうお答えとさせていただきます。

それから、2点目につきましては、平成20年度以降の新築住宅を断熱改修した場合ということありますので、古い住宅を改修するということは対象外になるということになります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 新築住宅を改修という意味がわからないのだけ。新築住宅を建てたら、新築住宅は新築ではないのか。改修するわけではないから。新築するとき使える減額措置ではないのかな、これは。違うのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 済みません。言葉足らずで申しわけありません。

平成20年度以降に建てた建物に対する改修事業ということで。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） だから、20年度以降に新しく建てた家のことですよね。新築住宅ですよね、これ。新築改修って、何かちょっと意味がわからないのだけれども、新築するとき、例えば、熱損失防止対策の改修、ここの改修住宅というのがわからないのだわ。新築のときに改修住宅という意味がわからないのだよね。新築のときにこういう措置を講ずればこういう減額になりますよという言い方ならわかるのだけれども、そこら辺のちょっとあれが、ちょっと違うと思うのだけれども、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 説明が下手で申しわけないのですが、新築住宅の際は高断熱住宅とかいったいろいろな別な制度があると思いますが、ただいま申し上げているのは、あくまでも建てた後に、改修した場合のことです。建てた後に、さらに高機能を持たすという、改修事業に対する制度ということになります。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時31分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第35号専決処分の承認を求めることについて

◎日程第5 議案第36号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第35号及び日程第5 議案第36号専決処分の承認を求めることについての2件は、提案理由が同一であるため、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第35号及び議案第36号の専決処分の承認を求めることについてですが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴い、医療技術職員養成修学資金貸付条例並びに陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分したところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

条例の内容につきましては、保健福祉センター次長、産業振興課長より、それぞれ説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第35号について説明をいたします。

議案集8ページになります。

本条例は、専決処分書にもありますとおり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく支払遅延に対する遅延利息の率が改正されることに伴いまして、本条例における違約金の利率も同様に所要の改正を行おうとするものであります。

議案を読み上げます。

議案第35号、医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を次のように改正する。

第9条中、「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

また、経過措置として、改正後の医療技術職員養成修学資金貸付条例第9条の規定は、この条例の施行日以後の違約金の割合から適用し、同日前の違約金の割合については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、本条例の説明を終わりますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、議案第36号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほどと同じく、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率が改正されることに伴う改正でございます。

それでは、改正内容について御説明をいたします。

議案書 11 ページを御参照ください。条文を読み上げさせていただきます。

陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例。

陸別町新農業人育成に関する条例（平成 12 年陸別町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中、「年 2.9 パーセント」を「年 2.8 パーセント」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置。

2、改正後の陸別町新農業人育成に関する条例第 10 条の規定は、この条例の施行日以後の違約金の割合から適用し、同日前の違約金の割合については、なお従前の例による。

以上となっております。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第 35 号、議案第 36 号は一括して質疑を行います。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 両議案とも、対象者というのですか、現在、借り入れしたり、このような条例に基づいて利用している人たちが何人いて、實際上、2.8 になるから 0.1 下がるのですけれども、こういう適用者もいるのかどうか、説明願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第 35 号の医療技術職員のほうでございますけれども、現時点で利用者はございません。過去に 4 名いらっしゃいました。そのうちの 3 名が違約金をお支払いいただいて、償還をしていただいたという方々。それから、1 件につきましては、町の都合で職場がないということで、償還金のみの返還ということで、違約金のほうはないという方が 1 名ございました。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 新農業人のほうでありますけれども、現在、奨励金を受けている方、研修中の方が 1 名であります。今年度の 11 月いっぱいまで研修する予定であります。過去にこの研修の途中でやめて返還したという事例が 3 件ありますが、この場合は、支払期日までに返還をしなかったときには違約金というふうになるのですが、ちょっと手元には資料はないのですけれども、その違約金の該当になっていたかどうかは今ちょっとわからないのですが、この 3 名については、それぞれ研修中の奨励金については全額返還というふうになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、討論は終わります。

これから、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり承認されました。

これから、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第37号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第37号専決処分の承認を求めることについてですが、国の交付金等の額が確定したことに伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分を行ったところであります。

その内容につきまして報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第37号について説明をいたします。

14ページをお開きください。

平成27年度陸別町一般会計補正予算（第9号）。

平成27年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ7,584万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,936万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、23ページをお開きください。

23ページは歳出であります。

2、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費25節積立金7,584万8,000円の補正であります。今回、基金のほうにそれぞれ積み立てをしました。まず、いきいき産業支援基金積立金、これは歳入にも出てきますが、優良家畜導入貸付金の繰り上げ償還分590万8,000円を含んだ2,990万8,000円の積み立て。町有林整備基金積立金、これも歳入に出てきますけれども、立木販売収入59万9,000円を含む94万円の積み立て。地域福祉基金積立金2,000万円の積み立て。公共施設等維持管理基金積立金1,500万円の積み立て。給食センター管理運営基金積立金1,000万円の積み立てとなります。なお、資料ナンバー3に積立金の状況が、27年度の見込みでありますけれども、添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、歳出を終わりました、歳入19ページをお開きください。

19ページは歳入であります。

2款地方譲与税1項自動車重量譲与税1目の自動車重量譲与税、今回、確定に伴いまして15万5,000円の減額となります。

2款地方譲与税2項地方揮発油譲与税1目の地方揮発油譲与税、これについても確定に伴いまして25万8,000円の減額となります。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金1節の利子割交付金ですが、これも確定による減額、25万1,000円の減額となります。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目の配当割交付金1節の配当割交付金、これは確定による追加分の増で、追加補正であります、26万8,000円の補正となります。

次のページ、20ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金1節株式等譲渡所得割交付金、これについても確定に伴う減額、9万2,000円の減額となります。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金1節地方消費税交付金、今回、2,157万9,000円の追加の補正でありまして、説明欄にあるとおり、地方消費税交付金485万9,000円の追加の補正、社会保障財源交付金1,672万円の追加の補正の内容であります。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目の自動車取得税交付金1節の自動車取得税交付金、これは確定に伴う追加の補正でありまして、135万7,000円の補正であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額24億4,344万6,000円ですが、内容としては、普通交付税が既に確定しておりまして、22億6,344万6,000円です。特別交付税が1億8,000万円を計上しておりました。このたび、特別交付税額が2億2,760万8,000円に確定をいたしましたので、当初で計上している1億8,000万円との差し引き4,760万8,000円を、今回、特別交付税として追加の補正をするものであります。

10款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目の交通安全対策特別交付金、当初で54万5,000円を計上しておりましたが、今回、27年度は未交付ということで、全額の減額補正であります。

15款財産収入2項財産売払収入2目の物品売払収入1節の生産物売払収入、先ほど説明しました町有林立木売払収入59万9,000円の追加の補正であります。立木売払収入は、当初、718万5,000円を計上しておりましたけれども、今回、補正によりまして、778万4,000円の確定額であります。

17款繰入金1項基金繰入金2目のいきいき産業支援基金繰入金1節いきいき産業支援基金繰入金7万円の減額。これは、優良家畜導入支援事業確定に伴う減額であります。

それから、次のページ、22ページになります。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目の家畜導入貸付金収入1節家畜導入貸付金収入590万8,000円の補正であります。これは優良家畜導入貸付金の繰り上げ償還金でありまして、12件、牛27頭分であります。

それから、20款町債1項町債2目農林水産業債1節林業債10万円の減額。林業専用道敷別線開設工事の起債の減額であります。これは事業費確定に伴う減額であります。

以上で、歳入を終わりました。次、18ページをお開きください。

18ページは、第2表地方債の補正であります。

変更であります。

起債の目的、補正前、補正後であります。起債の目的の過疎対策事業の内訳ですが、2段目の林業専用道敷別線開設事業、補正前は1,290万円でしたが、補正後は1,280万円ということで、10万円の減額であります。したがって、過疎対策事業、補正前が3億1,290万円でしたが、補正後は3億1,280万円あります。なお、その下の

町道川向伏古丹連絡線、一つ飛んで移住・産業振興研修施設整備事業、林業専用道上勲祢別本苦務線開設事業、町道殖産4号線道路整備事業、教員住宅建設事業、これについては、3月で限度額の変更をしております。

それから、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業、それから、その二つ飛んで、若葉橋改修事業、公用車購入事業（雪寒機械）、これについては、限度額の変更はございません。したがって、今回はあくまでも林業専用道勲祢別線の起債限度額の変更ということで御理解をいただきたいと思います。利率については、補正前、補正後も同様の内容で、ここに記載のとおりであります。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度陸別町一般会計補正予算（第9号））の質疑を行います。

まず、第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、19ページから23ページまでを参照してください。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 23ページの歳出関係で、今回7,500万円のお金を基金に積み立てるとするのは、これからもこれが、今までも私、基金について、やはり基金の各、ありますよね、いきいきとかあるいは福祉とか、そういった意味の中で目的をきちんと明らかにしながら積み立てしていくことではいいけれども、そうでなくてただ単に安易に、安易にという言い方は失礼ですけれども、余ったから積むというのではなくて、今後その基金が活かされるような方向で積むのが妥当だと思うので、例えばいきいき基金で2,900万円積み増しするわけですけれども、それが収入のほうでは返還も含めて入ってきているのでということですから、そういう対策について、そういうものをまた予算化していくのかどうかということとあわせて、私の考えとしては、やはり基金は重要な財源ですので、それを目的を持って積むと同時ですけれども、そうでないとなればただ単に内部留保になってしまう可能性があるのでは、その辺についての考え方、町長のお考えを伺いたいと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これは過去にも谷議員とも議論をしているところですが、まずいきいき産業支援基金については、繰り上げ償還金等をしていただく場合は、まあ死亡したりですね、については、歳入に入れて基金に積み立てすると。28年度からは、8,000万円、いきいき産業支援基金を取り崩して、優良家畜導入支援に使っていますから、充てていますから、だからそういった分ではそのとおりやっていると。

それと、これは考え方もあるのでしようけれども、当町は目的別の基金があるというこ

とで、当然、それぞれの基金の目的に応じて、今回、当初予算でもそれぞれ、いきいき、町有林、福祉基金ですとか、公共施設ですとか、それから給食センター、当然取り崩しをしています。なぜこういうことをするかというと、過去にもお話ししたことですけれども、年々、一般財源の確保というのは極めてこれから厳しくなってくるという状況がありますよね。その中で、やっぱり各施策を展開するには財源が必要になってくると。国、それから北海道の補助金も近年はある程度統廃合されたりだとか、ある面では安易な補助金ではなくなっている状況がございますので、どうしても町費の中である程度の施策を展開する場合が出てくると、そういったことで、どうしても年度当初においては基金を取り崩してやりくりして予算を編成をして、そしてその残額が生じれば取り崩した基金に戻して、今後の大型事業ですとか、そういったものにそれぞれ事業を展開するための財源に充てていくと、そういう考え方であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私的には評価半分、将来的にこういう基金について、積み立てについてはアンチ的に半分あるということを理解してもらいたいと思う。ということは、これだけやっぱり厳しい国の財政、600兆も国民の借金があるという中で、地方自治体も相当苦しみながらやっていて、こういう財源を浮かすということについては私は評価します。しかしながら、やっぱり今、副町長が説明したように、今後、何を目的とする形を将来していくかという、ただ単に心配ばかりしないで、戦略的にこういうものに使うために今、積みたいのですというものがやっぱり見えないと、やっぱり住民サービスの徹底を図るという点、例えば、これがサービスなのかどうかわかりませんが、開町100周年を迎える中で、どういう事業を展開していくのかというのもある程度見えないと、やっぱりさっき私が言ったようにアンチ的な半分になるので、その辺を十分考えて基金の積み立てをしてほしいと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これまた考え方の相違かなというふうに思っています。

つまり、これはイタチごっこになってしまうのかなと思うのですけれども、やっぱり町としては今後のことも考えた財政、家庭でいえば貯金ですよね、家庭でいう収入がだんだん減ってくると、歳出を切り詰めるか、あるいは貯金を取り崩して生活をしなければならぬと。ましてや子供さんがいたりすると、これからお金がかかるでしょうと。そうすれば、ある程度蓄えがあれば蓄えを崩して、子供たちのために使うでしょうと、そういうことに家庭ではなると思うのですよね。つまり、それと町も同じだと思います。つまり、第5期総合計画にある事業、あるいは昨年度策定した地方版総合戦略、こういったものは重点的な財源配分というのは当然出てくるというふうに思っています。それと、町長が施策の中で言っていますけれども、高齢者住宅建設については1年間、十分議論をして、財源を含めて検討をすると、そういったことも言っていますから、やっぱり今後そういう大型

事業とか、今言った諸計画にある事業の実施というものに、やっぱり財源の確保が必要になってくるということもありますので、できれば具体的なことがあれば、今後議員からもいろいろと御意見などいただければ有難いのかなと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） まとめに言いますが、私どもは昨年の選挙で改選された4名が新人で来ているのですけれども、それなりに一般質問等、あるいは審議を通じて提案していることがあると思うのですよね、予算が伴うもの。やっぱりそういうもの、例えば住宅のリフォームをすることによってもっと住環境をよくしようと、そういうものについてもきちんと具体的にしていくことが、今後住民サービスにつながると思うのです。

それと、やはり私ども議員は、一生懸命そういうものについてどういうふうにしたら一番住みよいまちになるのかということや、日夜努力しながら研さんを進めていると思うのですけれども、やっぱり有能な職員が町もそろっている中で、やっぱり定数に満たない職員をそろえながらやっているということについても、大変努力をしているという面も理解するけれども、やっぱり職員の有能な人たちの提案なんかもきちんと取り上げられるような形をとることによって、よりよいまちづくりになろうと思うので、この基金については十分体力があると私思っていますので、そういうものを十分活用しながらして欲しいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 何か誤解があるようですよから言っておきますけれども、その職員の提案を押さえているとか、そういうことはございませんので、これだけは御理解をさせていただきたいと思います。

それと、議員御指摘の住宅リフォームですとか、そういう今までの議論がありますよね。そういったもの、当然、町長の頭には入ってございますし、先ほど言った高齢者の福祉住宅だけではなく一般的な住宅ですとか、そういったもの、これからの課題として出てきますので、これは当然、そうならばこの基金の有効的な活用というものは今後出てくると、そういったことで御理解をさせていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条地方債の補正について質疑を行います。

18ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度陸別町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり承認されました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第38号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第38号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第38号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する等の法律等の公布に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から議案第38号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

先に改正条文を読み上げます。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険税条例（昭和27年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書き中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改めるであります。

今回の改正の概要を申し上げますと、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を、現行52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を、現行17万円を19万円に引き上げることと、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うというものであります。

それでは、お手元の説明資料ナンバー4をごらんください。

まず、限度額の改正について説明を申し上げます。

一番上の(1)課税限度額の引き上げの枠内に示しておりますとおり、国民健康保険税は①の医療分、いわゆる基礎課税額と②支援金分、いわゆる後期高齢者支援金課税額と③介護納付金課税額を合計したものとなっております。今回の改正では、この①と②でそれぞれ2万円が引き上げられ、③は改正がありません。合計では4万円の引き上げとなり、結果として、資料右上にありますとおり、保険税全体の最高限度額が85万円から89万円になります。

次に、軽減措置の対象枠拡大の改正内容につきまして説明いたします。

説明資料の下の表をごらんください。

左側の金額は参考までに軽減後の税額を記載しております。なお、条例では減額する額を規定しておりますが、この表では減額後の金額を表しておりますので、あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

ここで表の右半分のうち、左側の基準額の列が改正前で右側が改正後となります。改正部分は下線で示したところであり、具体的には5割軽減において、軽減判定をするための基準額を算定する際の計算基礎額が26万円から26万5,000円となることで、その世帯において5,000円×被保険者数分が拡大となります。

次に、2割軽減においては、計算基礎額が現行47万円が48万円となり、結果として1世帯当たり1万円×被保険者数分が拡大となります。なお、被保険者数につきましては、一昨年の改正によりまして、世帯主が含まれた数となっております。また、参考までに申しますと、この改正による影響額につきましては、平成27年度賦課においてのシミュレーションによる試算の結果、課税限度額の見直しで約167万円の増となり、その内訳は医療分、いわゆる基礎課税額で34世帯、約66万円の増、支援金分、いわゆる後期高齢者支援金課税額で52世帯、約101万円の増となります。一方では、軽減措置の拡充によって2世帯3人、約4万300円の減となる見込みであります。

続きまして、議案集の24ページをごらんください。

附則を読み上げます。

施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

適用区分。

第2条、改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国

民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、この条例案につきましては4月28日に開催いたしました陸別町国民健康保険運営協議会に諮問しまして、原案のとおり承認するとの答申をいただいておりますことを報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 昨年に引き続いて限度額を4万円上げるという方向で今回提案されているわけなのですけれども、基本的には上げた数字そのもの自身がきちんと収納されるというのですか、納税される、そういうことが必要だと思うのですけれども、今回4万円また上げるわけなのですけれども、そういう滞納の実態はどうかかな、昨年上げたことによってという実績がもしつかめれば教えていただきたいのと、それから89万円を超える人たちが、この被保険者ですか、その人たちが何世帯あるのか、ちょっと説明願います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 先に世帯数を申し上げますと、課税限度額の見直しでは…

…。済みません、ちょっと手持ちの資料がございませんので、ちょっとお待ちください。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時43分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をしてください。芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 大変失礼いたしました。

世帯数をまず申し上げますと、27年度改正の時点では96世帯だったのが、新制度では89世帯であります。

それから、限度額を超えている世帯の中で、現在、未収の方はいらっしゃいません。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第38号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第39号陸別町居宅介護支援事業所設置条例

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第39号陸別町居宅介護支援事業所設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第39号陸別町居宅介護支援事業所設置条例についてですが、介護保険法第8条第23項の規定に基づく居宅介護支援事業を行うため、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第39号について説明をいたします。

本設置条例については、介護保険法に規定する居宅介護支援事業を行うための事業所設置に必要な事項を定めようとするものであります。当該事業、この居宅介護支援事業につきましては、現在、ともに社会福祉法人であります社会福祉協議会と北勝光生会が運営する2事業所がありますが、これまでの経過で御存じのとおり、社会福祉協議会のケアプランセンターりくべつが今年度中の事業廃止ということでありまして、町がその事業を引き継ぐべく準備を進めてまいったところでございます。この社協との引き継ぎが、予想を越えて非常に順調に推移をしております、事業運営にめどがついたということ、できれば早い時期にという、設置が必要ということを考えまして、今回の提案になったものでございます。

議案集25ページの議案をごらんください。

概要を説明していきますと、議案の第1条ではその設置目的を、第2条では名称と所在地について、第3条で職員の配置についてを規定しています。第4条では事業の内容についてを規定し、第5条では利用対象者の契約についての規定をしてございます。ここで、

第5条の本文中に、第1項で利用者の定義が二つございます。法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者とありますが、前者は字でわかるかと思いますが、要介護1から5までの方を指しております。後者のほうが、要支援1から2の方を指しているものでございます。第6条につきましては、利用料についてを記載してございまして、第7条では委任について記載してございます。

ここで、第5条と第6条の補足説明になるかと思いますが、議案説明書の資料ナンバー6番、一番最後のページにフロー図をつけさせていただいております。こちらのタイトル、居宅介護支援事業等の利用者と利用料というふうにございますが、ちょっと1点、1カ所ちょっと修正というか、加筆をお願いしたいのですが、一番左上の枠、利用対象者等というところの1番、居宅介護被保険者とありますが、居宅要介護被保険者というふうに訂正をお願いいたします。申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

この表としましては、まず四角の升が五つございます。それぞれ左上から利用対象者というのは、利用対象者がいますということ。それから、中間に地域包括支援センターというもの、それから、今回の設置します一番下の欄、居宅介護支援事業所がありますよということ。右側に行きまして、右側の升は保険者としての陸別町があります。一番右下ですけれども、この保険者陸別町と法定代理受領の契約を行っているところの国保連がありますという表になっております。

それから、いろいろ矢印がありますけれども、直線の一本矢印につきましては、利用者と契約についての流れを記載してございます。それから、破線と点々のついた破線と2種類ございますけれども、こちらについては給付費、いわゆる利用料の流れを記載してございます。

それで、まず表として、1番の要介護1から5の利用者はどこと契約するのかというのが、この表では一番左側の矢印で、居宅介護支援事業所と契約をするのだよということがあります。サービスの提供を受けますよということになりますので、その申請を受けましたということで、その居宅介護支援事業所から右上の保険者の陸別町に対して報告を、届け出をするという流れ、ここまで、これを行うことで、一番下の国保連との法定代理受領のルールに乗っかるという形になります。

それから、要支援1、2の方はどうかと言いますと、こちらは地域包括支援センターが基本的にはサービス提供を行うということになりますので、こちらで契約を行うということになります。それで、そこから陸別町に対して、先ほど同様、届け出を行いますので、これもまた法定代理受領のルールに乗っかりますということになりまして、給付費の流れはその矢印、点々破線と普通の破線とを見ていただきたいと思います。ここで1点説明を加えるのが、包括支援センターで受けている要支援1、2の方々のうち、介護の状況というか、本人の状況に近い、ほぼ近いうちに要介護に移行するだろうという方がいらっしゃる場合がございますが、こちら一旦包括でケアマネと契約をして、介護になったらまた居宅介護支援事業所のケアマネと契約をするというような、混乱だとか手間を省くため

に、包括支援センターで受けた時点で状況を勘案して、居宅介護支援事業所のほうにこのサービス提供の委託を行うということができるといことが真ん中から、包括支援センターから延びている2の委託という線になります。ここが一つ出てくるので、ほかとちょっと違う形になりますけれども、この委託をしたことによりまして、真ん中、その包括支援センターと居宅介護支援事業所を結ぶラインで、点々破線で委託料の請求を居宅介護支援事業所が包括に対して行って、包括のほうから委託料を居宅介護支援事業所に支払いをするというような、申しわけないですけれども、簡単なフロー図となっているものでございます。

最終的に給付費、本人負担はどうなるのかと言いますと、基本的に本人負担は、法定代理受領ですので、一切、いずれの場合も生じません。ただし、第6条の第2項のただし書きの部分を除いてということになりますけれども、利用者負担は原則はありませんというものでございます。

それでは、本文を読み上げて進めるといたします。

議案第39号陸別町居宅介護支援事業所設置条例。

第1条、目的です。

この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行うため、陸別町居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条、名称及び位置です。

事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

第1号、名称、陸別町居宅介護支援事業所。

第2号、位置、陸別町字陸別東2条3丁目2番地。

第3条、職員。

事業所の管理運営のために必要な職員を置く。

第4条、事業。

事業所は、次に掲げる事業を行う。

第1号、居宅サービスの種類及び内容等の計画作成。

第2号、指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整。

第3号、要介護本人や家族及び居宅サービス利用者の相談。

第4号、その他町長が必要と認める居宅介護支援事業。

第5条、利用対象者等です。

利用対象者は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者とする。

第2項、前項に規定する居宅要介護被保険者または居宅要支援被保険者は、指定居宅介護支援を利用するときは、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

第3項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項第1号の介護扶

助に係る者の指定居宅介護支援は、当該介護扶助の保護の実施機関の依頼に基づいて行うものとする。

第6条、利用料。

指定居宅介護支援を利用した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額によるものとする。ただし、前条第3項に規定する介護扶助に係る者であるときは、当該介護扶助の保護の実施機関が決定した本人支払額とする。

第2項、法第46条第4項の規定に基づく法定代理受領による指定居宅介護支援を利用したときは、利用者負担の額は算定しない。ただし、陸別町の区域外で指定居宅介護支援を利用した場合の交通費は、職員の旅費支給条例（昭和49年陸別町条例第9号）に基づきその実費を徴収することができる。

めぐりまして、第3項、前項に規定する費用負担に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第7条、委任。

この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則を規定してございます。

附則の1、施行期日。

この条例は、公布の日から施行する。

2、陸別町ケアマネジメント条例（平成12年陸別町条例第32号）は、廃止する。

以上であります。

以上で、条例の説明を終わりますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、ただいまの提案につきまして、3点質問させていただきます。

説明の中で、居宅介護支援事業につきましては、現在、北勝光生会と陸別町社会福祉協議会が2カ所で行っているという説明でございました。今般、社会福祉協議会が行っている部分が陸別町のほうに移るということでありますが、私の記憶がもし間違っていなければですが、陸別町につきましては、過去に事業指定を受けて居宅介護支援事業をやっていたのではなかったかと私は思っております。今回、条例を設置するということは、過去については休止でなくて廃止したと、事業所を廃止したということだったのか。また、もう一つ、今回事業を移す社会福祉協議会につきましては、休止なのか廃止なのか、これを伺いたいと思います。

2点目であります。これは事業費であります。当初予算の給付費から逆算いたしま

すと、居宅介護、それから介護予防を含めまして、計画費は実人員でいきますと65人か66人ぐらいだろうと思います。その中で、北勝光生会は補助金の額から逆算いたしますと、24人程度行くと。それから、町のほうは、新たに一般会計の報酬のほうから逆算いたしますと、26人、27人程度かと思います。合わせますと50人、51人ぐらいだと思いますが、先ほどの給付費から逆算いたしますと15人ぐらい、これは町外の方もあって委託する部分があると思いますが、既に社協が2カ月の間にやる部分もあるだろうと思います。そういうことから考えますと、社協の補助金の算定に当たって、当初で社協が何がしかの人数分を居宅介護にすると、そういうふうに想定して補助金を算定したのか、これが2点目であります。

それから、3点目であります。先ほど議案書の下から3行目に、ただし書きのところに陸別町の区域外というものがございます。通常、この居宅介護支援事業の国の基準では、通常の実施区域、これを条文で明示する場合もあるのですが、今回の提示されました設置条例では、一応陸別町の区域外だけが表示されておりますので、そこから逆算いたしますと、通常の実施区域は陸別町の区域ということだろうと思います。その過去のことも含めまして、この区域外で居宅支援事業をやった例があるのかどうか、これが3点目であります。

以上、質問いたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、過去の陸別町居宅介護支援事業所につきましては、廃止でございました。それから、今回、社協が行おうとしているのも廃止というふうに確認したところでございます。

それから、社協の件数は、現在、実は13件持っていて、これを今、町に移行しようとしているところでございまして、元々は、早ければ年内に全ての移行を終わらせたいと、またその後、社協の後見実施機関の立ち上げというのがありまして、7月実施なので、できればその前にとということもありましたが、順次移行していこうということになりましたけれども、今、その採用したケアマネが経験があるということで順調に進んでおりますけれども、当初はそこまで見込めなかったので年内を見込んだ予算を組んでございました。社協につきましては、今回、先ほどの質問にちょっと答えとはずれてしまうかもしれないけれども、今5月中に社協の持っている全ての利用者さんにつきましては、陸別町の居宅介護支援事業所のほうに移行が完了する予定となっておりますので、当初の予算の中で、うちとしてはケアプランセンターのほうに補助金はもちろん人数分、今年度移行していく計算をしながら出しておりましたけれども、しかるべき時点での補正は考えているところでございます。

それから、3点目。まず地域の規定がないということですが、陸別町全域ということ考えてございまして、過去のこの地域を越えてということですが、厳密に

言えば、ケアマネが町外のところについて支援したという例がないわけではございませんけれども、この旅費に関してはできる規定とみなして基本的には徴収した実績はございません。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 1点目、2点目の質問については、ただいまの御回答でよろしいかと思いますが、3点目につきましては、実際徴収していないと、これ、実費負担ですから、実費負担が発生した場合、本人の利益不利益の問題があるものですから質問したわけではありますが、実施した、徴収した例がないということであれば、直接の問題はないのですが、例えば、この実費負担を求める場合、国の基準であります。これはこうせよというわけではありませんが、一つの考え方として、通常の実施区域が陸別町全町とした場合、その陸別町界から越えた分だけ負担を求めるということもやっているところもありますし、やる選択肢もできるのですが、今回、町の条例ではそういうのではなくて、町からの、実際発生したら距離でもらうことになるのだらうと思いますが、将来的にもしこれが多数発生する場合は検討の余地があるかと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員御指摘のとおりということでございまして、今の時点では、町外に出た場合、規定上はガソリン代ということになると思います。将来、多数ふえてきた場合ということにつきましては、その時点で検討していきたいということで、回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号陸別町居宅介護支援事業所設置条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年陸別町議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午後 0時05分